

古事記校訂における為起と宣長——宣長手沢本古事記上巻——

Textual Criticism of Kojiki by Oyama Tameoki

千葉 真也

本居宣長記念館（以下、記念館と略す）所蔵の寛永版本古事記、すなわち宣長手沢本古事記は、京都遊学中の宣長が宝暦六年に十匁二分で購入したものであるが、これの所有者は宣長以前に少なくとも二人あった。初めに伏見稲荷出身の神道家、大山為起であり、次いで松尾大社の社司、山田氏である。宣長手沢本古事記には宣長の記した書込と付箋が大量に遺されているが、もう一種類明らかに宣長のものとは異なる書込が存在する。その書込の筆者は、この本の最初の所有者、大山為起である。^(正)

為起の書込は本文校訂、神名・人名にかかわる考証、山崎闇斎門たることをうかがわせる神道論などをその内容とする。本稿はその中の本文校訂に関する部分を紹介し、宣長の古事記研究との関連を示すこととしたい。

（注一）書込中に四箇所ほど「為起按」とあることから、千葉は書込の

筆者を大山為起と推定して平成四年四月の鈴屋学会で発表した。その後伏見稲荷大社所蔵の自筆資料によって、その筆跡を確認する機会を得、宣長手沢本の「為起」が大山為起であり、宣長手沢本古事記は為起校訂本古事記と称すべきものでもあるという確信を持つことができた。さらに古事記と同時に宣長が購入し、本居宣長記念館に所蔵される寛永版本古事記にも為起がさまざまな書込を施していることが判明した。記念館本古事記については拙稿「本居宣長手沢本古事記または大山為起校訂本古事記について」（伏見稲荷大社発行『朱』三十六号）でやや詳しく述べた。

*

記念館本古事記における為起の書込は、既述の通り本文校訂に限られるわけではない。しかし、宣長の古事記研究に撰取されたのは、管見ではほとんど本文の校訂に限られる。むしろ、その稿本を含めて古事記伝の全体を精査しなければ断定はできない。だ

が、たとえば、神世七代の神々に関する次のような議論のごときを、宣長が取り入れる可能性は皆無とみてよい。「金神者四神有、水火木土ミナ四神ツヽノ道理ナリ、書ヲチタルトミエル也」(上・五才)

それに対して、為起による本文校訂は古事記伝の中でしばしば一本として紹介され、ときには(あまりその例は多くないが)宣長がそれを採用することもある。そして、その記伝の説が現在の研究に踏襲されることも、まったく無いわけではない。また寛永版本中巻の大量の脱文については、為起が「家伝ノ本」(中・二〇才書込)によって貼りつけた付紙が宣長の底本となる。古事記本文文に関する為起の仕事が宣長の古事記学形成にはたした役割は無視できぬものである。本稿は為起による本文校訂を細大洩らさず取り上げ、それと古事記伝の関連を示すこととしたい。

*

まず、凡例的なことを述べる。記念館本古事記の書込には為起によるものと宣長によるものとの二種類がある。書込の筆者の識別は筆跡・内容・書式などによって大体は可能である。ここでは本文校訂における両者の書式——それは同時にここから先の私の書式に反映するのだが——について述べる。

為起は改訂すべき文字の上に朱色の○印をつける。文字が脱落していると判断した場合はそのあるべき位置にやはり朱色の○印を書き入れる。為起の案は改訂すべき文字の右傍または左傍の

行間、あるいは上下いずれかの欄外に、おおむね朱で示される。注釈的な事柄は墨書を原則とする。文字の位置は上欄外ということが多いが、原則というほどではない。文字の右傍または左傍の選択もその場の状況による。訓点や振り仮名・送り仮名があつて一方の行間が狭くなつていけば、余裕のあるほうを選ぶという程度に見える。旧事紀と延佳本を主に、一部で「家伝之本」を参照しているが、出典を明示することは稀である。

宣長は問題のある文字の上または近傍に墨で○印をつける。為起は文字の改訂すべきものを示したが、宣長の場合は延佳本・真福寺本など参照した諸本との異同を示すところに主眼がある。丸印は為起のものより小振りであるし、朱と墨の違いがあるので紛れることはない。ただし何も印を付けず、文字だけを記入することも多い。

さて宣長の持っていた古事記にはすでに為起の書込があつた。宣長は最初から異文つきで(といっても校本とまではいかない)寛永版本を見ていたことになる。その外に宣長は次のような本を参照した。

第一に宝暦一四年正月に度会延佳の鼈頭古事記、宣長は「ノブ(ノフ)」と表示する。

次に安永九年(二七八〇)に「或本」、これを「イ」と表示する。第三に村井敬義所蔵の古写本を天明三年(二七八三)に見えて朱で「イ」と表示する。

第四に真福寺本を写した本を天明七年に見ている。真福寺本は朱で「寺」と記している。

宣長は書込にあたってできるだけ以前のものを利用するように心がけたようで、為起の書込がある場合、「ノブ」とか「寺」とかの表示を補ってそのまま使用する。為起が旧事紀と鼈頭古事記によっているのは宣長が補った出典表示でわかる。先立って書込がなければその本を見た都度、出典とともに宣長が書き付けることとなるが、鼈頭古事記と真福寺本から取られることが多い。文字とその出典は同じ色で示され、その結果真福寺本からのものは為起の書込と同じく朱色で表されることになる。紛らわしく思われるが、宣長は真福寺本を最後の四番目に見ているので、真福寺本から取るのはその独自異文ということになり、「ノブ」とか「イ」ともなうことなく、必ず「寺」という表示とともに記されるので混同は生じない。

本稿は為起による書込を宣長がどのように撰取したか示すことを主眼とする。まず寛永版本の本文の必要な部分を掲げ、丁数を漢数字で、表裏をオ・ウで、行数を算用数字で示す。問題となる文字は寛永版本の原文と為起の案を対照できるようにし、その文字の後に(為)として為起の案であることを明示する。延佳本以下、宣長の参照したものが共通する本文をもつ場合は「為」に続けて「ノブ」「イ」「イ朱」「寺」などと記す。為起と一致しない場合は別に示す。先に述べたように為起の書込の位置は状況次第

で決して一定していないが、煩雑になるので位置の如何には目をつぶる。なお古事記伝の必要な部分を●以下に掲げ、本居宣長全集の巻数・頁数を漢数字で示した。

- (一) 天之御中主神【訓高○云阿麻下效此】・四ウ2
高一天(イ)、○一天字歟(為) 一 下天(ノブ)寺
 - (二) 【流字以上十字以音】・四ウ4
流一疏(為・ノブ) 一 流(寺)
 - (三) 次豊雲○野神【止】・五オ1
○一上(ノブ・寺) 一 止(イ・イ朱)、止一上(為) 一 ナシ(ノブ)寺
 - (四) 宇比地邇○神【止】・五オ3
○一上(ノブ・寺) 一 止(イ・イ朱・元元)、止一上(為)
 - (五) 妹阿夜【止】 訶志古泥神・五オ6
止一上(為・ノブ・寺)
 - (六) 伊予国謂愛止比売・七オ6
止一【上】(為・ノブ)寺
 - (七) 筑紫国謂白日別止・七ウ3
止一【上】(為) 一 ナシ(ノブ・イ・寺)
 - (八) 【自天鳥船至豊字氣比売神并八神】・一〇オ3
比一毘(為) 一 比(ノブ・イ朱・寺)
- 【自天鳥船至豊字氣毘売神并八神】・九一二一五(註に、毘売の毘を、比と書けるは誤なり、今は一本に従ふ)

- (九) 匍匐御①方而哭時・一〇ウ1
 ①一足(為・ノブ・イ朱)一是(寺)
 (二〇) 天之尾羽②・一一ウ5
 ②一張(為・ノブ・寺・旧)
 (二一) 伊邪那岐命造桃子汝如助吾・一三才4
 造一告(為・ノブ・イ朱・寺)一勅(旧)
 (二二) 青人草之落苦瀬・一三才5
 瀬一懶(為)
 (二三) 患惚時・一三才5
 惚一惚(為)一③(イ朱・寺)一惚(旧)
 ●患惚時・九一二四七〔患惚の惚を惚とも③とも作るは、みな
 非なり、一本又旧事紀に、小に从るぞよき〕
 (二四) 次於投○流左御手・一四ウ2
 ○一棄(寺)、流一棄(為・旧・ノブ)
 (二五) 於○中瀬所成神名・一五ウ1
 ○一水(為・ノブ補)
 (二六) 上津綿土津見神・一五ウ2
 土一【上】(為・ノブ・イ朱)
 (二七) 曾毘良邇者負千人之鞞・一七ウ4
 人一入(為・ノブ・イ朱・寺)
 (二八) 【訓入云能理】・一七ウ4
 入一人(為)
- (一九) 堅④者・一七ウ6
 ④一庭(為・ノブ)
 (二〇) 踏建而待問・一七ウ8
 待一誥(為「日本紀」・旧・日)
 (二一) 何故上来邇速須佐能男命答白・一七ウ8
 邇一尔(為・ノブ・寺)
 (二二) 【道尻岐閉国造】・二〇才7
 尻一⑤(為・ノブ)
 (二三) 【三杖部造等之祖也】・二〇才7
 杖一杖(為・ノブ・寺)
 (二四) 取天安河之河○○上之天堅石・二二ウ1
 ○〇一之河(為)
 (二五) 天香山之真男麻之・二二ウ6
 麻一鹿(為・ノブ・イ)
 (二六) 為繩天之真折而・二二才7
 折一析(為)一拆(ノブ)
 (二七) 又食物乞大○氣津比売神・二三才7
 ○一御(為)一ナシ(ノブ)
 (二八) 大○氣都比売自鼻口及尻・二三才7
 ○一御(為)
 (二九) 女名謂櫛○名田比売・二四才3
 ○一伊(為)

(三〇) 彼目如赤加賀知而：悉常血爛【○此謂赤加賀知者今酸漿者也】・二四才8

○一爛(為)

(三一) 答白恐○亦不覺御名・二四ウ2

○一矣(為・旧)

(三二) 取成其童女而判御美豆良・二四ウ6

判一刺(為・ノブ)

(三三) 故随告而如此設備待之時・二五才1

告一詔(為)

(三四) 故其櫛○名田比売以久美度邇起而・二五ウ8

○一伊(為)

(三五) 淤迦美神之女名曰阿比売・二六才6

曰一日(為・ノブ)、阿一河(寺)

(三六) 此大國主神之兄弟八十神坐・二六ウ6

弟一事(為「旧事紀」)

(三七) 於大穴牟遲神負佩為從者・二七才1

佩一袋(為・旧) 一⑥(ノブ) 一⑦(寺)

(三八) 故痛苦泣伏者・二七才5

者一矣(為) 一者(旧)

(三九) 於是知與吾挨孰多・二七ウ2

挨一族(為・旧・ノブ)

(四〇) 補我悉剥我衣服・二七ウ4

補一捕(為・旧・ノブ・寺)

(四一) 取其水門捕黃敷散・二七ウ8

捕一蒲(為・旧・ノブ)

(四二) 故其菟自大穴牟遲神・二八才2

自一白(為・旧・ノブ・イ・イ朱)

(四三) 雖負佩汝命獲之・二八才3

佩一袋(為・旧) 一⑥(ノブ) 一⑦(寺)

(四四) 於是八上比売○八十神言・二八才4

○一答(為「旧事紀」・ノブ・寺)

(四五) 伯伎國之手間山本・二八才6

間一向(為「旧事紀」)

(四六) 請神○産巢日之命時・二八ウ2

○一皇(為・旧)

(四七) 乃遣⑧具比売・二八ウ3

⑧一⑨(為) 一⑩(寺)、具一貝(為・ノブ・イ・イ朱)

●乃遣⑧貝比売・九一四三三(⑧は、蚶を*と作るを誤れるものなり、⑧の字を一本には⑨、一本には⑩と作れども、此らの字、介虫類の名にあらねば、此も誤りなるべし)*は虫の上に甘

(四八) 蛤具比売命作活・二八ウ3

具一貝(為・ノブ・寺)、命一令(寺)

(四九) 蛤具比売持水而・二八ウ4

具一貝(為・ノブ・寺)

- (五〇) 茄矢打立其木・二八ウ6
打一柯(為)
- (五一) 打離其水自矢・二八ウ7
水一氷(為・旧・ノブ・寺)、自一目(為・旧・ノブ・寺)
- (五二) 即折其木而・二八ウ8
●即折其木而・九一四三九(宣長は次のように述べる。「折其木、拆字、諸本折と作り、今は一本に依れり、」しかし、真福寺本以下の諸本に拆とあるものはなく、宣長自身の書込を見ても、単に宣長の筆跡で「折カ」とあるばかりである。ただ、寛永版本の「折」に対して為起は「サキテ」と付訓する。記伝本文が「折」を「サキ」と訓むのと考えあわせると、記伝のいう一本は為起の訓であったと思われる。)
- (五三) 矢刺乞時・二九オ3
乞一之(為「旧事紀」・旧)
- 矢刺之時・九一四四〇(宣長は「之字旧印本延佳本共に、乞と作るは誤なり、今は一本に依れり、旧事紀にも之とかけり」と述べるが、為起以外、すべて乞である。)
- (五四) 須勢理毘売出見為自合而・二九オ6
自一目(為・旧・ノブ・寺)
- (五五) 赤来日夜者入呉公蜂室・二九ウ3
赤一亦(為・ノブ・イ・寺) 一復(旧)、
- (五六) 亦鳴⑪射入其野時・二九ウ4
- ⑪一鑄(為・旧・ノブ・寺)
(五七) 落隠入之聞・二九ウ8
聞一問(為「旧事紀」・ノブ)
- (五八) 汝庶兄弟者追伏坂之御尾・三〇ウ6
弟一ナシ(為「此字旧事紀二无」・旧)
- (五九) 所生子者刺狭木俣・三一オ7
狭一挾(為・旧・ノブ)
- (六〇) 夜知富許能加⑫能美許登波夜斯麻久尔・三一ウ2
⑫一微(為・ノブ)
- (六一) 夜知富許能迦⑫能美許登奴延久佐能・三二オ8
⑫一微(為・ノブ)
- (六三) 宇良須能登理劍・三二ウ1
劍一叙(為・ノブ) 一⑬(イ朱)
- (六四) 麻知富許能迦⑫能美許登許登能迦多理碁登母・三三オ2
麻一夜(為・ノブ・イ朱・寺)、⑫一微(為・ノブ)、碁一其(為・ノブ)
- (六五) 游岐都登理牟那美流登岐婆多々藝母許母布佐婆受・三三ウ3
游一淤(為・ノブ・寺)
- (六六) 斯米許召母・三三ウ6
召一呂(為・ノブ・寺)
- (六七) 阿佐阿米能疑理尔多々牟劍・三四オ4

鈕一叙(為・ノブ)一¹³(イ朱・寺)

(六八) 許登能加多理基登母・三四才6

碁一其(為)一基(ノブ)

(六九) 夜和富許能加微・三四才7

和一知(為・ノブ・寺)

(七〇) 天之甕生神之女・三五ウ5

生一主(為・ノブ・寺)

(七一) 天日腹大科度美○・三六才4

○一神(為・ノブ・寺)

(七十二) 遠津山岬○帶神・三六才6

○一名(為)

(七三) 此者神○產巢日神之御子・三六ウ4

○一皇(為)

(七四) 故尔自上於神產巢日御祖命・三六ウ5

自一白(為・旧・ノブ・寺)

(七五) 山田之首富騰・三七才3

首一曾(為・旧・ノブ・寺)

(七六) 娶神活須毘神之女伊怒比売・三七ウ2

活須毘一須沼比(為・旧)一活須沼毘(ノブ)

(七七) 亦名大戸比売神此○者諸人以拜竈神者也・三七ウ7

○一二神(為「旧事紀」)

(七八) 次大土神亦名土之御祖神・三八才4

土一土(為・ノブ)

(七九) 故遣天菩比神者及媚付大国主神・三九ウ2

及一乃(為・ノブ・寺)

(八〇) 亦使何神之告・三九ウ5

告一吉(為)

(八一) 故可射殺出進・四〇ウ2

出一云(為・旧・ノブ・寺)

(八二) 美須○流邇阿那陀麻波夜・四二才7

○一麻(為・ノブ)

(八三) 故尔便天迦久神・四二ウ7

便一使(為・旧・ノブ・寺)

(八四) 往大御之前・四三才8

大御一御大(為・ノブ・寺・上三六丁)

(八五) 於是是亦白云・四三ウ5

是一ナシ(為・ノブ・寺)、云一之(寺)

(八六) 千列石・四三ウ7

列一引(為・旧・ノブ・寺)

(八七) 迫到神科野国・四四才4

神一於(為「旧事紀」・旧)一ナシ(ノブ・寺)

(八八) 於百不足八十¹⁴手隱而・四四ウ7

手一十(為)

(八九) 是我所燒火者○高天原者・四五才7

- 焼一燧(ノブ・寺)一焼(旧)、〇一於(為・旧・寺)
 (九〇) 栲繩之千尋繩打筵・四五ウ²
 筵一筵(為)一延(旧・ノブ)
 (九一) 佐々と佐和邇控依騰而・四五ウ³
 タ一ナシ(為「旧事紀无」・ノブ³寺)
 (九二) 打竹之之登遠々登遠々邇・四五ウ⁴
 之一ナシ(為「旧无」・ノブ・寺)
 (九三) 復奏言向和平・四五ウ⁵
 向一白(為)
 (九四) 詔太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命令平訖・四五ウ⁷
 令一今(為・ノブ³寺)
 (九五) 日子番能邇々藝〇尔此豊葦原水穗国・四六才⁶
 〇一命(為)、尔一命(ノブ・寺)
 (九六) 汝者雖有手弱女人・四六ウ³
 有一ナシ(為「旧事紀有字无」)
 (九七) 尔天兒屋命〇布刀玉命・四六ウ⁷
 〇一天(為)
 (九八) 手力男神者坐佐那那懸也・四七ウ¹
 懸一縣(為「旧事紀」)
 (九九) 【二女君等之祖】・四七ウ³
 二一猿(為・ノブ・寺)
 (二〇〇) 天忍日命天〇津久米命・四八才¹
- 〇一¹⁵(為)一ナシ(ノブ)
 (二〇一) 天〇津久米命【此者久米直等之祖也】・四八才⁴
 〇一¹⁵(為)一ナシ(ノブ)
 (二〇二) 故〇此地其吉地・四八才⁶
 〇一謂(為・旧)、其一甚(寺・ノブ)一ナシ(旧)
 (二〇三) 亦其神御名者汝員仕奉・四八ウ²
 員一負(為・旧・ノブ・イ朱・寺)
 (二〇四) 猿女君等員其猿田毘古之男神名而・四八ウ²
 員一負(為・旧・ノブ・イ朱・寺)
 (二〇五) 阿那訶【此三字以音地君】・四八ウ⁴
 那一邪(ノブ)一耶(寺・イ)、君一各(為・ノブ)
 (二〇六) 比良天具【自比至天以昔】・四八ウ⁵
 天一夫(ノブ・寺)、具一具(ノブ)、天一夫(ノブ・寺)、昔一
 音(為)
 (二〇七) 吾欲自合汝奈何・四九ウ²
 自一目(為・ノブ)一因(寺)
 (二〇八) 故是以至千全・五〇才⁶
 千一于(為・ノブ・寺)、全一今(為・旧・ノブ・イ・寺)一金
 (イ・イ朱)
 (二〇九) 天皇命等之御不長也・五〇才⁶
 御一命(為「旧事紀」)一御命(ノブ・寺)
 (二一〇) 塩推神来問曰・五一ウ³

推一椎(為・ノブ・寺)

(一一一) 尔塩推神云我為汝命作善議・五二ウ6

推一椎(為・ノブ・寺)

(一二二) 【訓香○云加都良木】・五二オ3

○一木(為・ノブ・寺)

●【訓香木云加都良木】・一〇一二四一(註、訓香木云々、旧印

本などに、訓香云加都良木とあるは、香木なる木字を、誤て良

下に書るなり。又真福寺本延佳本などには、香下良下共に木字

あり、其も非なり、故今は一本に従ひつ・一〇一二四六

(一二三) 有麗丈夫【訓丈夫太云遠登古下效此】・五二オ6

太一ナシ(為「衍字歟」・ノブ寺)

(一二四) 乃感目合而○父曰・五二ウ6

而一白(ノブ・イ・イ朱)、○一白(為・寺)

●乃見感目合而白父曰・一〇一二四七(而白の而字、延佳本又一

本などには無し、【旧印本には、而字は有て、白字を脱せり】今

は真福寺本又一本に有によりり・一〇一二五一)

(一二五) 於内⑩入而美智皮之疊敷八重・五二ウ8

⑩一率(為)

(一二六) 亦絶疊八重・五二ウ8

絶一⑰(為)一⑱(ノブ)

(一二七) 亦到此間之由奈何・五三オ7

間一國(為)一問(イ)

(二一八) 頃者赤海⑲魚於喉・五三ウ2

赤一亦(為・イ・イ朱)

(二一九) 於是探赤海⑲魚之喉・五三ウ3

赤一亦(為)

(二二〇) 如此令③若云・五四オ2

若一苦(為・ノブ寺)一著(イ)*

* (寺・ノブ・イ・イ朱が「苦」、もうひとつのイが「著」とな

っているが、墨書されたふたつのイがどんな関係にあるか不明で

ある。)

(二二二) 出塩盈珠而今溺・五四ウ5

今一令(為・ノブ・寺)

(二二三) 鵜葺草⑳不合命・五五ウ4

⑳一葺(為)

(二二四) 渡坐千常世国・五六オ8

千一于(為・ノブ・イ朱・寺)

①〜⑳の異体字は次の通り。

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| ① 尺 | ⑤ 尻 | ⑨ 蟹 | ⑬ 紐 |
| ② 振 | ⑥ 俗 | ⑩ 製 | ⑭ 垸 |
| ③ 惣 | ⑦ 俗 | ⑪ 鑢 | ⑮ 楸 |
| ④ 埴 | ⑧ 蝨 | ⑫ 嶷 | ⑯ 攀 |
| | | | ⑰ 絶 |
| | | | ⑱ 鯽 |
| | | | ⑳ 菅 |